

**中国への各種コンテンツ輸出に関わる契約書
フォームの作成/解説書
別添 3**

2008年3月
日本貿易振興機構（JETRO）

この契約書雛形をご覧になる場合は、必ず別ファイルの「中国への各種コンテンツ輸出に関わる契約書フォームの作成/解説書」とあわせてご参照下さい。

目次

別添 3

【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：売切版 日本語】	3
【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：売切版 中国語】	16
【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 日本語】	31
【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 中国語】	45

別添 3

【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：売切版 日本語】

甲：_____株式会社

住所：日本国_____

乙：_____有限公司

住所：中国_____

ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書

日本国法人_____株式会社（以下、「甲」という）と、中国法人_____（以下、「乙」という）とは、甲が著作権等を有する、別紙 1 記載のネットワークゲームソフトウェアの乙に対する許諾等に関し、以下のとおりネットワークゲームソフトウェアライセンス契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第 1 条（定義）

本契約には、以下の定義が適用されるものとする。

- (1) 原ソフトウェア：Microsoft Windows シリーズが動作するパーソナルコンピュータ用オンラインゲームソフトウェアであって、別紙 1 記載のものをいう。
- (2) 本件コンテンツ：原ソフトウェアをローカライズしたソフトウェアをいう。
- (3) 本件サービス：乙が運営するゲームポータルサイト「_____」（以下、「本件サイト」という）において、乙が本件コンテンツを利用して行うオンラインゲームサービスをいい、これには本件コンテンツの配信、ID 発行、課金・決済及び本件サービス配信用設備の管理が含まれるものとする。
- (4) 本件サービス配信用設備：本件コンテンツ及び本件サービスを提供するために設置する自営端末設備又は自営電気通信設備、その他ハードウェアとソフトウェアとを問わず、甲が乙と協議の上本件サービスを実施するために必要と認めるすべてのものの総称をいい、乙が自己の費用と責任において用意するものとする。
- (5) テリトリー：中華人民共和国国内（香港、台湾、マカオを除く地域）をいう。
- (6) ユーザー：乙との間で別途本件コンテンツの利用に関する契約を締結しているものをいう。
- (7) 移植済みマスター：原ソフトウェアの日本語部分を中国語簡体字に翻訳したものをいう。Microsoft Windows の中国語 OS（以下、「対象システム」という）に対応するために必要がある場合、ソースコードを対象システムで動作するよう移植することを含む（以下、本項にいう移植及び翻訳を「ローカライズ」という）。甲が原ソフ

トウェアのみを乙に提供する場合、乙は、甲の事前の書面による許諾の範囲内において、原ソフトウェアをローカライズする。

- (8) ベータサービス：本件コンテンツがユーザーの端末上で正常に起動すること、本件サービス配信用設備への負荷及びその他のバグの有無を確認するためのテストをいう。
- (9) アップデートファイル：本契約期間中に、甲が必要と認める場合に、随時乙に提供する本件コンテンツの修正データ、追加アイテム・イベントデータ、パッチファイルその他のデータ又はソフトウェアをいう。

第2条（許諾）

- 1. 甲は乙に対して、本契約期間中、テリトリーにおける以下に定める権利を独占的に許諾する。乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、当該権利を第三者に譲渡したり、再許諾してはならない。
 - (1) 本件コンテンツ及びアップデートファイルを本件サービス配信用設備に複製し、ユーザーに送信、頒布する権利
 - (2) ユーザーに対し、本件コンテンツ及びアップデートファイルをユーザーの有する端末に複製して使用する権利を再許諾する権利
 - (3) 本件コンテンツを稼働させることによってゲーム画面上に表示される映像又は甲から提供されるキャラクターの原画、画像その他の素材（以下、「資料等」という）を複製して、甲の事前の書面による承諾を得て、本件コンテンツに関する広告・宣伝に利用する権利
 - (4) 甲の事前の書面による承諾を得て、原ソフトウェア及びアップデートファイルをローカライズする権利
- 2. 本条に定められた以外の原ソフトウェア及び本件コンテンツに関する権利（以下の権利を含むが、これに限られない）は、甲に留保されるものとし、乙は、甲から別途書面による承諾を受けなければ、当該権利を使用できないものとする。
 - (1) 原ソフトウェア・本件コンテンツの題名、文章、ストーリー、キャラクターの名称・形状、イラスト、写真等を各種商品又はサービス等に使用する権利
 - (2) 原ソフトウェア・本件コンテンツに係わる題名、ストーリー、キャラクターの名称・形状等を原案として映画、ビデオ、VCD、DVD、CD-ROM等の映像を制作する権利

第3条（再委託の条件・代行徴収業者）

- 1. 本件サービスの運営、原ソフトウェアのローカライズについて、乙が第三者に対して委託して行う場合（以下、当該第三者を「委託先」という）、乙は、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。

2. 乙は、前項に基づく甲の同意を得るに当たり、乙が選任しようとする委託先の候補者の名称、組織構成、財務情報、業務内容、取引先、乙が当該候補者を委託先の候補者として選択した理由、その他甲が要求する情報を甲に提供しなければならない。
3. 乙は、委託先による本契約各条項の遵守を甲に対して保証しなければならない。万一、乙が甲から交付もしくは貸与を受けた原ソフトウェア、本件コンテンツ及び資料等が委託先により漏洩され、もしくは委託先がその他の言動等を行ったことにより、甲に損害が生じた場合には、直ちにその損害を甲に賠償するものとする。
4. ユーザーからの利用料の徴収について、第三者に対して委託して行う場合（以下、当該第三者を「代行徴収業者」という）甲の事前の書面による承諾を得るものとする。代行徴収業者についても、本条第2項及び第3項の規定が適用されるものとする。代行徴収業者に対して支払う代行手数料の割合を変更する際には、事前に、甲の書面による承諾を得なければならない。
5. 乙は本条の承諾を得た後といえども、本契約上の一切の義務を免れるものではない。

第4条（納入）

1. 甲は、乙に対して、甲乙間で別途協議の上定める詳細なスケジュール及び方法に従い、移植済みマスター又は原ソフトウェアを提供するものとする。また甲は、万一、移植済みマスター又は原ソフトウェアの供給不能、困難（納期遅延を含む）となる事態に陥るおそれが生じた場合、直ちに乙に通知するものとする。
2. 甲は、甲乙協議の上、乙の業務の遂行に必要と認められる場合においては、資料等を乙に無償で貸与するものとする。
3. 甲は、甲が必要と認める場合、乙に対し、別途協議の上定めるスケジュール及び方法に従って、アップデートファイルを提供する。
4. 移植済みマスター、原ソフトウェア、アップデートファイル及び資料等の引渡にかかる費用は、甲が負担する。

第5条（検収）

1. 乙は、第4条により甲より納入された移植済みマスター、原ソフトウェア、アップデートファイル及び資料等（以下、「納入品」という）を受領後、7営業日以内に検収するものとし、別途協議の上合意した基準を満足する場合は、検収完了した旨を甲に通知するものとする。前記期間内に乙より甲に対して通知がない場合は、納入品は乙により承認されたものとみなす。
2. 乙は、前項規定の検収の結果、以下のいずれかの理由により、納入品の内容等に修正の必要があると判断する場合には、甲に対しその理由を書面によって通知し、修正を要求することができ、甲乙協議の上、甲が必要と認める場合、甲は乙の合理的な指示に応じて修正を加える。

- (1) 対象システムにおいて稼働しない又は重大な動作不良が生じる場合
 - (2) その他、納入品に含まれる表現につき、中国法上明らかに違法と判断される記述がある場合
- 3 . 修正後の納入品は、改めて乙による検収を受けるものとし、1 項及び 2 項の規定は当該検収について再度適用されるものとする。
 - 4 . 乙は、甲の書面による事前承諾を得てベータサービスを行うことができる。
 - 5 . 乙は、甲のために善良なる管理者の注意をもって、甲から受領した納入品をその返還の時まで保管しなければならない。乙の責に帰すべき事由により、納入品に破損・損傷・紛失等の事情が発生した場合は、乙がすべての責任を負担するものとし、かつ甲に対し損害賠償を行う。
 - 6 . 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで納入品を本契約の目的以外に複製・転用し、又は第三者に提示又は開示してはならない。
 - 7 . 乙は、本条の規定により受領した納入品について、物理的に返還可能なものについては甲の指定する期限までに返還しなければならない。本契約が満了し、もしくは解除された場合についても同様とする。

第 6 条（著作権表示）

- 1 . 乙は、本件サイト及び本件コンテンツについて、甲が別途指定する内容の著作権表示を明記しなければならない。
- 2 . 乙は、本件サービスに関して中国の法令上必要とされる内容を、本件サービス開始前に、書面にて甲に通知するものとする。なお、乙は、上記以外に本件コンテンツの複製、発行等に関し、本契約当事者が遵守すべき法令、規制（将来、成立し又は変更されるものを含む）がある場合には、これを予め（新たに成立し又は変更される場合には、公布後直ちに）甲に書面で通知するものとする。

第 7 条（許諾料の支払）

- 1 . 乙は、本契約に基づく許諾を受けることの対価として、以下の金額を、次のスケジュールに従って、甲の指定する銀行口座宛に銀行振込の方法で支払うものとする。
本条によって、乙から甲に支払われた金額はいかなる理由によっても返還されないものとする。

(1) 200_年_月_日までに 金_000 万円

(2) 200_年_月_日までに 金_000 万円

- 2 . 本条に定める許諾料の支払が期日までに行われなかった場合、乙は甲に対して、1 日あたり 0 . 1 % の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。
- 3 . 本契約に基づき乙から甲に支払われる許諾料及びその他の金額に対し、中国において甲に課せられる所得税は、乙が甲に代わり税務当局に支払うものとする。乙は、本契約

に基づき甲に対して行うすべての支払の 10 パーセントを源泉徴収税として控除することができる。乙は、日中租税協定により、甲が日本国においてかかる租税の還付を受けられるよう、甲に対し、速やかに当該税金を納付したことを証明する中国税務当局発行の証明書を甲又は甲の指定する宛先に送付する。仮に、日中租税協定の税率が変更された場合には、甲及び乙はその料率に従うものとする。

4. 許諾料には、本件コンテンツに関連して甲が第三者に対して権利処理のために支払う費用が含まれる。但し、本件番組に収録された音楽使用のための費用等（当該音楽の著作権使用料を含む）は全て乙の負担とし、乙がテリトリーにおける音楽著作権協会等の管理団体その他適切な自然人或いは法人に支払わなければならない。乙から要求があった場合、甲は、本件番組に使用されている音楽の作曲家、作詞家及び音楽出版社を記載した音楽キューシートを乙に提出するものとする。

第 8 条（報告義務・立ち入り等）

1. 乙は毎月__日までに、次の事項を報告するものとする。
 - (1) 前月中の本件コンテンツの販売実績及び運営状況並びにその分析結果
 - (2) 本件コンテンツに関するテリトリーの最新マーケット情報
 - (3) 本件コンテンツの今後の販売計画
 - (4) 前月中に受けた本件コンテンツのユーザーの要望、苦情等
2. 甲は、本契約期間中及び本契約終了後 1 年間、乙の業務時間中に乙の事業所又は作業場に立ち入り、本件コンテンツ及びユーザーサポートの運用・管理の状態、その内容を検査することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に連絡を行い、本件コンテンツ及びユーザーサポートの運用・管理に直接関連する場所について立ち入り又は検査することができるものとする。
3. 前項による検査の結果、乙に本契約違反があり、又はユーザーへの不適切な対応があり、それによって甲が損害を被った場合、乙は甲に対して損害賠償を行うと共に、甲が検査のために要した費用（公認会計士等の費用を含む）を甲に対して支払わなければならない。

第 9 条（禁止事項）

1. 乙は、甲の書面による事前承諾なく以下に定めることを行ってはならない。
 - (1) 本件コンテンツから、製品表示、著作権表示又はその他の注意文言あるいは甲の権利に基づく制限事項を抹消すること。
 - (2) 本契約に定められた以外に、本件コンテンツ及び納入品を複製、改変、翻案（リバース・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等一切の行為を含むがこれに限られない。）し、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
 - (3) 本件コンテンツの全部又は一部をテリトリー外に輸出、移送又は公衆送信すること。

- (4) 本件コンテンツを他のソフトウェア又はコンテンツと組み合わせて利用すること。
 - (5) 本件コンテンツの名声、商品価値及びイメージを損なうような行為、又は社会的又は教育的に悪影響を与えるような扱い方をすること。
2. 乙は、本条に基づく禁止事項を遵守するため、本件コンテンツ配信時において、国際的に認知され且つ甲が事前に承認するデジタル著作権管理（DRM）システム、課金システム、暗号化システムを採用し、また配信用データの不正コピーを防止し、テリトリー外からのアクセスを防止する措置を講じるものとする。なお、将来において、これらの技術よりも優れたものが発達した場合は、甲乙協議の上、その技術を使用するものとする。

第10条（品位保持）

- 1. 乙は、自ら又は委託先をして、原ソフトウェア等に準拠して、その品位、品質、イメージを保持しながら忠実に中国語簡体字に翻訳しなければならない。また、乙は、翻訳等について、甲の指示に従うものとする。乙は、翻訳の確認のため、事前に甲に対して翻訳データを提出しなければならない。
- 2. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、中国の状況に整合する範囲において画面・内容の修正や削除をすることができる。
乙は、本条に基づいて本件コンテンツの画面・内容の修正・削除を希望する場合、甲に対して書面にて修正箇所及び修正内容を通知しなければならない。
甲は、当該通知を受領後10営業日以内に、乙の修正要求を承諾するか否かを回答するものとする。甲が修正指示を行う場合、乙は当該指示に従うものとする。
なお、甲が10営業日以内に回答しなかった場合、当該修正要求について承諾しなかったものとみなす。

第11条（表明・保証）

- 1. 各当事者の相手方に対する表明及び保証
 - (1) 当事者は、本契約に署名し、本契約を執行及び交付し、かつ本契約に定められた取引を履行するすべての権利を有する。
 - (2) 当事者はその会社の設立地又は組織地の法律に基づき正式に設立又は組織されたものである。
 - (3) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することについて、すでに当事者は、社内における必要なすべて手続を経て、正式に批准・授権を得ている。
 - (4) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することは、
当該当事者の組織又は会社の管理文書のいかなる規定にも違反しない。
当該当事者に対して拘束力のあるいかなる法律、法規、契約又は判決にも抵触しない。

2. 甲の表明及び保証

- (1) 甲は、乙との間で本契約を締結し、乙が本件コンテンツを利用することを許諾する正当な権限を有している。
- (2) 甲は、本件コンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、法律上の瑕疵担保責任（隠れた瑕疵を含む）を含む全ての明示又は黙示の一切の保証をしないものとする。また、甲は、本件コンテンツに起因する次の各号の損害を含む一切の損害につき責任を負わないものとする。

乙又は第三者の責めによる本件コンテンツの損傷

原ソフトウェアまたは本件コンテンツの誤用

乙又は第三者による原ソフトウェアまたは本件コンテンツの改変、複製

派生的もしくは結果的損失、特別損害、または、甲が本契約で得た利益を超える額の損害

甲の責めに帰さないと判断される一切の損失

- (3) 甲は、テリトリー内において、第三者に対して原ソフトウェア又は本件コンテンツの使用について許諾を行わない。

3. 乙の表明及び保証

- (1) 乙は、本契約を履行し、本件サービスを運営する資格及び能力（関連する政府機関の許可を取得していることを含むが、これに限られない）を有する。とりわけ、テリトリー内におけるインターネット情報サービス業務を行うために必要な、中国の電信条例に基づく付加価値電信業務経営許可証、その他本件コンテンツのインターネット情報サービス業務を行うために必要な場合には、電子出版物管理規定、インターネット出版管理暫定規定、インターネット文化管理暫定規定に基づく許可等のすべての許可を得ている。
- (2) 本件コンテンツは、原ソフトウェアを忠実に翻訳している。
- (3) 乙による本契約の履行及び本件コンテンツが中華人民共和国の法律、法規、規則制度及び政策に違反しない。

第 12 条（侵害抑止義務）

- 1. 原ソフトウェアであるか、本件コンテンツであるかを問わず、甲の商標・著作権等の知的財産権がテリトリー内において侵害を受けた場合、甲、乙は協力してこれを抑止するよう努力する。その場合の費用は乙の負担とする。
- 2. 各当事者は、前項の権利侵害を発見した場合、直ちに相手方に通知し、対策について協議を行うものとする。

第 13 条（販促活動）

- 1. 乙は本件コンテンツに関し、甲の事前の承諾を得た上で、甲の品位、品質、イメージ

を損なわない範囲での広告を掲載することができる。但し、広告について、甲の指示がある場合には、当該指示に従うものとする。

2. 甲の書面による事前の同意を得た場合、乙は本件コンテンツの広告に甲の商標を使用する権利を有する。
3. 乙が、広告について資料等を広告宣伝に使用する場合、事前に甲に対して当該販促物の体裁、デザイン、数量等を提示すると共に、当該販促物の見本を提出し、甲の書面による承諾を得なければならない。

甲は、当該販促物の見本を受領後 10 営業日以内に、承諾するか否かを回答するものとする。乙は、甲が修正指示を行う場合、当該指示に従うものとする。

なお、甲が 10 営業日以内に回答しなかった場合、当該販促物について承諾しなかったものとみなす。

第 14 条（権利帰属）

1. 原ソフトウェア、本件コンテンツ、その他本件サービスに関連して生じた派生物の著作権（日本国の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）及び全ての知的財産権を含む一切の財産権は、全て甲又は甲の指定する第三者に帰属する。それらの権利の全部または一部が甲に原始的に帰属しない場合、乙は、それらの権利（日本国の著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）を、必要な場合には乙の従業員や委託先等から権利を買い取る等して、甲又は甲の指定する第三者に無償で譲渡するものとする。乙は、自ら本件コンテンツに関する著作権人格権を甲に対して主張せず、乙の従業員及び委託先をしてこのような主張をさせないことを保証するものとする。
2. 甲及び乙は、本件コンテンツのソースコードが乙によってローカライズされた場合であっても、その著作権、特許権その他一切の知的財産権及びそれらを出願、登録する権利は全て甲又は甲の指定する第三者に帰属することを確認する。乙は、甲の要求がある場合には、ローカライズされたソースコードを甲に提出しなければならない。
3. 甲は、本件コンテンツが対象システムに適合し、完全なものであることを保証するものではない。但し、甲は、乙に対し、以下の各号に規定する協力を行う。
 - (1) 甲は、乙が書面により指定する担当者からの本件コンテンツの使用法又は本件コンテンツの使用上生じた技術的問題に関する質問に対して回答する。但し、乙の甲に対する質問は電子メール又は甲の業務時間内に電話にて行われなければならない。
 - (2) 甲が乙に対して原ソフトウェアのみを提供し、乙が原ソフトウェアをローカライズする場合において、甲は、甲が必要と認める範囲及び方法にて乙に協力する。
4. 本契約に基づく乙による本件コンテンツの使用が第三者の著作権（その他の知的財産

権は含まない)を侵害するものとして、乙が第三者から請求、訴訟等を受けた場合、甲は、次の条件が満たされる限り、自己の責任と費用をもって、当該請求、訴訟等を解決するものとする。甲及び乙は、かかる紛争が生じるおそれを知ったときは、速やかに相手方に通知するものとする。

- (1) 第三者から上記の請求、訴訟の提起等を受けた場合、乙は、10 営業日以内にその内容を甲に書面により通知すること。
- (2) 乙は、第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、甲に具体的な参加の機会を与えること。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意なしに裁判上・裁判外の和解をしないこと。

第 15 条 (瑕疵担保)

本件コンテンツの乙による検収完了後 3 ヶ月以内に、本件コンテンツに重大なバグ等の瑕疵が発見された場合、甲は、甲乙協議の上定めた条件により、無償で瑕疵の修正を行い、アップデートファイルを乙に納入する。但し、甲は、当該瑕疵により乙が被った一切の損害について、損害賠償の責を負わないものとする。

第 16 条 (権利義務の譲渡等)

甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならないものとする。

第 17 条 (秘密保持)

1. 乙は、本契約に基づき甲が乙に提供する移植済みマスター、原ソフトウェア、資料等及びその内容、甲の経営に関する情報(以下「秘密情報」という)を、本契約を履行するためにのみ使用するものとし、かつ甲の書面による事前の承諾なく、秘密情報を知る必要のある乙の従業員、委託先及び代行徴収業者以外の第三者に対し公開又は開示してはならない。
2. 乙は、以下に該当する秘密情報については、本条に定める秘密保持義務を負わない。
 - (1) 乙が入手したときに、既に公知である秘密情報。
 - (2) 乙が入手した後に、自己の責によらず公知となった秘密情報。
 - (3) 乙が入手したときに、既に自己が保有していた秘密情報。
3. 乙は、秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び委託先との契約において、本契約に基づいて乙が負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第 18 条 (解除)

1. 甲及び乙は、いずれかの当事者が本契約で定める事項に違反し、30 日の期間を定めてその改善措置を講じるよう勧告したにもかかわらず、相手方が改善措置を講じなかつ

た場合、相手方に対する書面による通知をもって本契約の解除を行うことができる。

2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。乙は、自己が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に対してその内容を通知するものとする。本条の解除は、各当事者の相手方に対する期限の利益を喪失させるものとする。
 - (1) 強制執行、執行保全処分または競売の申請があったとき。
 - (2) 乙に債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する事態が生じたことにより、本契約を履行することが困難となったとき。
 - (3) 租税公課を滞納して催促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
 - (4) 本契約上の重大な債務不履行または違反があるとき。
 - (5) 甲の書面による事前の同意を得ることなく、本契約上の権利若しくは義務の全部または一部を譲渡しようとしたとき。
 - (6) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又はその他本契約の履行に必要な許認可を取り消されたとき。
 - (7) 災害、労働動議、その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難であると甲が認めたととき。
 - (8) 他社と合併したとき又は乙の支配株主が変更したとき。
3. 本条の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げない。

第 19 条（契約の有効期限）

本契約は、本契約締結日から、200_年 12 月 31 日まで有効に存続するものとする。200_年 12 月 31 日までに本契約に関する条項の更新または延長が本契約の両当事者により書面で合意されない限り、本契約は 200_年 12 月 31 日に自動的に終了する。

第 20 条（契約終了後の措置）

1. 期間満了、契約解除等の契約終了原因にかかわらず、本契約終了後、乙は、自ら本件コンテンツの複製・販売を直ちに停止し、又は委託先をして本件コンテンツの複製を直ちに停止させるものとする。
2. 乙は、本契約終了後直ちに、移植済みマスター、原ソフトウェア、本件コンテンツ及び甲から受領した資料等（これらを複製したものを含む）を、甲に対して返還する。物理的に返還できない場合には、甲の指示に従って破棄し、破棄したことを証明する乙の代表者が署名した証明書を提出しなければならない。
3. 第 3 条第 3 項、第 5 条第 5～第 7 項、第 8 条、第 11 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、本条、第 24 条及び第 25 条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第 21 条（不可抗力）

1. いずれの当事者も地震、台風、水害、火災、労働争議、戦争及びその他の予知不能で、かつその発生及び結果を防止または回避することができない不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅延が発生してもそれに対する違約責任を負わないものとする。何れか一方の当事者は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能または履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとする。当事者双方は、本契約の円滑な履行を確保するべく、必要に応じ、善後策を協議する。不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅滞が発生し、90日を超える期間継続する場合、いずれの当事者も、相手方に対する書面による通知により、不可抗力によって生じた損害を賠償することなく、本契約を解除することができる。
2. 中国の政策（中央及び／又は地方政府並びに政府部門の公布した文書）の変更、コンテンツの輸出入に関する規定、コンテンツの内容を理由として、本件サービスが禁止される場合、本条の不可抗力に該当するものとする。
3. 不可抗力を理由として本契約が解除される場合、それまでに甲が受領した許諾料は返還されない。

第 22 条（契約の変更、追加、削除及び協議）

甲、乙は、本契約事項の変更、追加、削除の必要が生じた場合及び契約に定めのない事項については協議のうえ決定する。但し、当該協議決定事項は、両当事者が署名した書面によらなければ法的拘束力を有しないものとする。

第 23 条（提出書類の言語）

1. 本契約に基づく以下の書面は、全て日本語で行われるものとする。原文が中国語その他の言語で記載されている場合、乙は、日本語の翻訳を提出しなければならない。
 - (1) 乙が甲に対して行う通知
 - (2) 第 8 条に基づいて乙が甲に対して提出する報告書
 - (3) 第 13 条に基づいて乙が甲に対して提出する販促物の見本及び販促物に関する説明
 - (4) その他、本契約に基づき甲が乙に要求するその他の書類（政府機関から受領した許認可文書の写し、納税証明書の写し等を含むが、これに限られない）
2. 乙は、前項に基づき作成された日本語の翻訳が、原文を正確に翻訳していることを保証する。

第 24 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、すべて日本国の法律による管轄を受ける。

第 25 条（紛争解決）

1. 本契約の履行により生じた、または本契約に関するすべての紛争は、当該紛争の当事者間における友好的な協議により解決されるものとする。協議によっても解決できない場合、日本国東京において、日本商事仲裁協会の定める仲裁規則に従って仲裁を行うものとする。仲裁の費用（合理的な弁護士費用も含まれる）は、敗訴当事者が負担するものとする。
2. 紛争が発生した期間及び協議、仲裁の期間においては、紛争に係わる問題を除き、甲乙のいずれも、本契約に定められた各自の負うべき責任及び義務を引き続き履行するものとする。

第 26 条（事務担当者）

甲、乙は相互に事務担当者名の登録をすることに同意し、変更があった場合には、速やかに通知する。

甲：（役職）（氏名）

乙：（役職）（氏名）

第 27 条（通知）

1. 本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファックス、電子メール又は手渡しによるものとし、相手方の下記の住所に行うものとする。

甲： _____

住所： _____

FAX： _____

電子メール： _____

乙： _____

住所： _____

FAX： _____

電子メール： _____

2. 各当事者は、他方の当事者に対する書面による通知を行うことにより、前項の住所を変更することができる。

第 28 条（言語）

本契約は、中国語及び日本語の二ヶ国語にて作成される。日本語版と中国語版との間で解釈に齟齬が生じた場合は、日本語版を優先するものとする。

本契約は、200__年__月__日に、甲及び乙の授権代表者により _____にて署名さ

れ、甲及び乙がそれぞれ一部ずつを保有する。

甲

乙

SAMPLE

【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：売切版 中国語】

甲方：_____株式会社

地址：日本国_____

乙方：_____有限公司

地址：中国_____

网络游戏软件许可合同

日本国法人_____株式会社（以下称“甲方”）与中国法人_____（以下称“乙方”）就将甲方拥有著作权等的附件 1 中记载的网络游戏软件对乙方进行许可等事宜，签订网络游戏软件许可合同（以下称“本合同”）如下：

第1条 （定义）

在本合同中应适用以下定义：

- (1) 原软件：系指附件 1 中记载的用于 Microsoft Windows 系列驱动的个人电脑的在线游戏软件；
- (2) 本内容：系指将原软件本地化后的软件；
- (3) 本服务：系指在乙方运营的游戏门户网站“_____”（以下称“本网站”）乙方利用本内容进行的在线游戏服务，其中包括发送本内容、ID 发行、缴款・结算及发送本服务用设备的管理；
- (4) 发送本服务用设备：系指甲方经与乙方协商认为实施本服务所需的全部为提供本内容及本服务设置的自营终端设备或自营电气通信设备、其他硬件和软件的总称，该等设备应由乙方以自己的费用和责任准备；
- (5) 区域：系指中华人民共和国（除香港、台湾、澳门以外的区域）；
- (6) 用户：系指与乙方另行签订有关本内容利用的合同者；

- (7) 已移植母盘：系指将原软件的日文部分翻译成中文简体字母盘，如需对应 Microsoft Windows 中文的 OS（以下称“对象系统”），则包括移植源码，以用对象系统操作（以下将本款中的移植及翻译称为“本地化”）。甲方仅向乙方提供原软件的，乙方在甲方事先书面许可的范围内，将原软件本地化。
- (8) beta 服务：系指确认本内容在用户的终端上正常启动、对发送本服务用设备的负荷及其他是否存在错误的测试；
- (9) 升级文件：系指本合同期间内，当甲方认为需要时，随时向乙方提供的本内容的修改数据、追加项目・事件数据、补丁文件或其他数据或软件。

第2条 （许可）

1. 甲方在本合同期间内，在区域内向乙方独占地许可以下规定的权利。未经甲方事先书面同意，乙方不得将该权利向第三方转让或再许可：
- (1) 将本内容及升级文件复制至发送本服务用设备，并向用户提供、分发的权利；
- (2) 向用户再许可将本内容及升级文件复制至用户拥有的终端后使用的权利的权利；
- (3) 通过运行本内容，复制游戏画面上表示的影像或甲方提供的出场人物的原画、画像或其他素材（以下称“资料等”），经甲方事先书面同意后，用于有关本内容的广告宣传的权利；
- (4) 经甲方事先书面同意，将原软件及升级文件本地化。
2. 甲方保留本条规定的权利以外的有关原软件及本内容的权利（包括但不限于以下权利），乙方未另行获得甲方书面同意，不得使用该权利。
- (1) 将有关本软件・本内容的标题、文章、情节、出场人物的名称・形状、插图、照片等用于各种商品或服务等的权利；
- (2) 将有关原软件・本内容的标题、情节、出场人物的名称・形状等作为原案制作电影、录像、VCD、DVD、CD-ROM 等影像的权利。

第3条 （转委托的条件、代收费公司）

1. 对本服务的运营、原软件的本地化，由乙方委托第三方进行的（以下将该第三方称为“受托方”），乙方应获得甲方事先书面同意。
2. 乙方获得前款项下甲方的同意时，应向甲方提供乙方欲选任的受托方候选人的名称、组织构成、财务信息、业务内容、交易对象、乙方选择该候选人作为受托方候选人的理由、其他甲方要求的信息。
3. 乙方应向甲方保证受托方遵守本合同各项条款。乙方如因受托方泄露甲方向乙方交付或出借的原软件、本内容及资料等或受托方作出的其他言行等，给甲方造成损害，应立即向甲方赔偿该损害。
4. 委托第三方向用户征收使用费时（以下将该第三方称为“代收费公司”），应事先获得甲方的书面同意。代收费公司亦适用本条第2款及第3款的规定。变更向代收费公司支付的代收手续费费率时，应事先获得甲方的书面同意。
5. 即使在获得本条的同意后，乙方仍不被免除本合同上的任何义务。

第4条 （交付）

1. 甲方应按照甲乙双方之间另行商定的详细日程及方法，向乙方提供已移植母盘或原软件。且，甲方如有可能陷入不能、难以（包括迟延交付）提供已移植母盘或原软件的事态的，应立即通知乙方。
2. 经甲乙双方协商后，甲方认为乙方完成业务有需要时，应无偿地向乙方出借有关资料等（以下称“资料等”）。
3. 甲方认为必要时，按照另行协商决定的日程及方法，向乙方提供升级文件。
4. 与已移植母盘、原软件、升级文件及资料等的交付有关的费用，由甲方承担。

第5条 （验收）

1. 乙方应在收到根据第 4 条由甲方交付的已移植母盘、原软件、升级文件及资料等（以下称“交付品”）后 7 个营业日内进行验收，满足另行协商达成一致的标准时，应通知甲方验收完成。在上述期间内，乙方未通知甲方的，视为乙方已承认了交付品。
2. 乙方根据前款规定的验收结果，认为因以下任何理由，需对交付品的内容等进行修改时，可以书面形式通知甲方，要求修改，经甲乙双方协商后甲方认为必要时，甲方根据乙方的合理的指示进行修改。
 - (1) 对象系统不运行或发生严重不良运行时；
 - (2) 其他交付品中包含的表现内容中有根据中国法明显违法的记载内容时。
3. 修改后的交付品应重新接受乙方的验收，第 1 款及第 2 款的规定应再次适用于该验收。
4. 乙方可经甲方事先书面同意，提供 beta 服务。
5. 乙方应以善良管理人的注意，为甲方保管从甲方收到的交付品，直至返还时为止。因应归责于乙方的事由，使交付品发生破损·损伤·丢失等情况时，应由乙方承担全部责任，并向甲方进行损害赔偿。
6. 未经甲方事先书面同意，乙方不得为本合同之外的目的，将交付品复制、转用，或者向第三方出示或披露。
7. 对于根据本条规定收到的交付品，乙方应在甲方指定的期限之前，返还物理上能够返还的物品。本合同期满或被解除时亦同。

第6条 （著作权的表示）

1. 乙方应在本网页及本内容中明确标示甲方另行指定内容的著作权表示。
2. 乙方应在本服务开始之前，书面通知甲方有关本服务的中国的法令上所需的内容。另，有关上述之外的本内容的复制、发行等，如有本合同当事人应遵守的法令、规定（包括将来通过或变更的），乙方应事先（新通过或变更的，在公布后立即）将其

书面通知甲方。

第7条 （许可费的支付）

1. 乙方按照以下日程通过向甲方指定的银行帐户汇款的方式，向甲方支付以下金额，作为本合同项下接受许可的对价。

根据本条乙方向甲方支付的金额，无论理由如何概不返还。

- (1) 200__年__月__日之前 __000 万日元
- (2) 200__年__月__日之前 __000 万日元
2. 到期前未进行本条规定的许可费的支付的，乙方应向甲方支付按每日 0.1%的利率计算出的迟延损害赔偿金。
3. 对于根据本合同乙方向甲方支付的许可费及其他金额，在中国向甲方征收的所得税，由乙方代替甲方向税务部门缴纳。乙方可扣除根据本合同向甲方进行的全部支付的 10%作为预提所得税。乙方迅速将证明该税款已经缴纳的中国税务部门出具的证明提供给甲方或甲方指定的收件人，以使甲方根据中日租税协定，在日本国获得该租税的退还。如中日租税协定的税率变更，甲方及乙方应按照该税率执行。
4. 许可费中包括有关本内容甲方为处理权利向第三方支付的费用。但，使用本节目中收录的音乐的费用等（包括该音乐的著作权使用费）全部由乙方承担，并由乙方向区域内的音乐著作权协会等管理团体或其他适当的自然人或法人支付。当乙方要求时，甲方应向乙方提交载有在本节目中使用的音乐的作曲家、作词家及音乐出版社的音乐记事一览表。

第8条 （报告义务、进入等）

1. 乙方应于每月__日之前，汇报如下事项：
 - (1) 上月内本内容的销售业绩及运营状况以及其分析结果；

- (2) 有关本内容的区域最新市场信息；
 - (3) 本内容今后的销售计划；
 - (4) 上月内收到的本内容用户的希望、投诉等。
2. 甲方可在本合同期间内及本合同终止后 1 年内，于乙方的工作时间内，进入乙方的营业所或作业场所，检查本内容及用户支持的运用・管理状态。在此情况下，甲方可事先通知乙方，并进入于本内容及用户支持的运用・管理直接相关的场所或对其进行检查。
3. 前款检查的结果，发现乙方违反了本合同，或对用户的处理不适当，并由此给甲方造成了损害，乙方应向甲方进行损害赔偿，同时向甲方支付甲方进行检查所需的费用（包括注册会计师等的费用）。

第9条 （禁止事项）

1. 未经甲方事先书面同意，乙方不得从事以下规定的事项：
 - (1) 从本内容中抹掉产品表示、著作权表示或其他注意事项或根据甲方的权利限制的事项；
 - (2) 在本合同规定的情况之外，复制、改变、改编（包括但不限于反向工程、反汇编、反编译等一切行为）本内容及交付品，或使第三方进行该等行为；
 - (3) 将本内容的全部或部分向区域外出口、转移或向公众发送；
 - (4) 将本内容与其他软件或内容组合后使用；
 - (5) 损害本内容的名声、商品价值及形象的行为，或对社会或教育产生恶劣影响的处理方法。
2. 乙方为遵守本条项下的禁止事项，在发送本内容时，应采用国际公认的且甲方事先同意的数字著作权管理（DRM）系统、收费系统、加密系统，并采取措施防止非法复

制用于发送的数据，防止从区域外连接。另，将来如开发出比该等技术更先进的技术，经甲乙双方协商后应采用该技术。

第10条 （品位的保持）

1. 乙方应以原软件为准，在保持其品位、质量、形象的同时，自行或使受托方如实地翻译中文简体字。另，乙方就翻译等服从甲方的指示。乙方应事先向甲方提供翻译数据，以确认翻译等。
2. 乙方在获得甲方事先书面同意后，方可在符合中国情况的范围内，对画面、内容进行修改或删除。

乙方根据本条希望对本内容的画面内容进行修改、删除时，应以书面形式通知甲方修改处及修改内容。

甲方应在收到该通知后 10 个营业日内，答复是否同意乙方的修改要求。甲方作出修改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未予答复的，视为未同意该修改要求。

第11条 （表示及保证）

1. 各方当事人向对方作出的表示及保证
 - (1) 当事人拥有签署本合同，执行并交付本合同，且履行本合同规定的交易的一切权利。
 - (2) 当事人根据其公司设立地或组织地的法律正式设立或组织。
 - (3) 对于当事人签订本合同履行本合同上的义务，当事人均已办理公司内部所需的一切手续，并正式获得了批准、授权。
 - (4) 当事人签订本合同履行本合同上的义务，①不违反该当事人的组织或公司管理文件的任何规定；②不与对该当事人具有约束力的任何法律、法规、合同或判决相抵触。
2. 甲方的表示及保证

- (1) 甲方拥有与乙方签订本合同，并许可乙方利用本内容的正当权限。
- (2) 甲方不对本内容的完整性、准确性、确切性及有用性作出包括法律上的瑕疵担保责任（含隐性瑕疵）在内的任何明示或暗示的一切保证。且甲方不对因本内容引起的包括以下各项损害在内的一切损害承担责任：
 - ① 因乙方或第三方的责任造成的本内容的损伤；
 - ② 原软件或本内容的误用；
 - ③ 乙方或第三方对原软件或本内容进行的改变、复制；
 - ④ 衍生的或结果上的损失、特别损害或超过甲方通过本合同获得的利润的金额的危害；
 - ⑤ 被认定为非归责于甲方的一切损失。
- (3) 甲方不在区域内许可第三方使用原软件或本内容。

3. 乙方的表示及保证

- (1) 乙方拥有履行本合同，运营本服务的资格及能力（包括但不限于已经取得相关政府机关的批准），特别是已经获得了在区域内从事互联网信息服务业务所需的，中国的电信条例规定的增值电信业务经营许可证，其他从事本内容的互联网信息服务业务所需的，电子出版物管理规定、互联网出版管理暂行规定、互联网文化管理暂行规定中规定的批准等的全部批准。
- (2) 本内容由原软件忠实地翻译而成。
- (3) 乙方履行本合同及本内容不违反中华人民共和国的法律、法规、规章制度及政策。

第12条 （制止侵权义务）

1. 无论是原软件或是本内容，当甲方的商标、著作权等知识产权在区域内遭受侵权时，甲乙应协作努力制止。在此情况下的费用由乙方承担。

2. 各方当事人发现前款的侵权时，应立即通知对方，并协商对策。

第13条 （促销活动）

1. 有关本内容，乙方可经甲方事先同意，在不损害甲方的品位、质量、形象的范围内刊登广告。但，甲方对广告有指示时，应服从该指示。
2. 经甲方事先书面同意时，乙方有权在本内容的广告中使用甲方的商标。
3. 有关广告，乙方将资料等用于广告宣传时，应事先向甲方提供该促销物的体裁、设计、数量等，同时提交该促销物的样品，获得甲方的书面同意。

甲方应在收到该促销物的样品后 10 个营业日内，答复是否同意。甲方作出修改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未作出答复的，视为未同意该促销物。

第14条 （权利归属）

1. 有关原软件、本内容、其他本服务产生的衍生品的著作权（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）及包括全部知识产权在内的一切财产权，均归属于甲方或甲方指定的第三方。该等权利的全部或部分最初不属于甲方的，乙方应在必要时将该等权利（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）从乙方的职员或转委托的受托方等进行收购等，无偿地转让给甲方或甲方指定的第三方。乙方保证自己不向甲方主张有关本内容的作者的人身权，亦使乙方的职员及转委托的受托方不如此主张。
2. 甲方及乙方确认即使乙方对本内容的源码进行了本地化，其著作权、专利权或其他一切知识产权及其申请注册的权利均归属于甲方或甲方指定的第三方。乙方应在甲方要求时，向甲方提交经本地化后的源码。
3. 甲方不对本内容是否适合于对象系统，是否完整作出保证。但，甲方向乙方提供以

下各项规定的协助：

- (1) 甲方对乙方书面指定的负责人提出的有关本内容的使用方法或本内容使用上发生的技术问题的质询作出回答。但，乙方对甲方提出质询应以电子邮件的形式或在甲方的工作时间内通过电话进行。
 - (2) 甲方仅向乙方提供原软件，乙方将原软件本地化时，甲方在其认为必要的范围内和其认为必要的方法向乙方提供协助。
4. 乙方因其根据本合同使用本内容侵害了第三方的著作权（不包括其他知识产权）而被第三方提起请求、诉讼等时，甲方仅限于满足以下条件时，以自己的责任和费用解决该请求、诉讼等。甲方及乙方知晓有可能发生该纠纷时，应迅速通知对方。
- (1) 被第三方提起上述请求、诉讼等时，乙方应在 10 个营业日内将其内容通知甲方。
 - (2) 有关与第三方的交涉或诉讼的进行，乙方应给予甲方具体的参加机会。
 - (3) 未经甲方事先书面同意，乙方不得进行法庭内或法庭外的和解。

第15条 （瑕疵担保）

乙方对本内容验收完成后 3 个月内，本内容发现严重错误等瑕疵时，甲方根据甲乙双方协商决定的条件，无偿地进行瑕疵修理，并向乙方交付升级文件。但，甲方对因该瑕疵使乙方产生的损害，不承担损害赔偿责任。

第16条 （权利义务的转让等）

未经对方书面同意，甲方及乙方均不得将因本合同产生的权利、义务的全部或一部分向第三方转让、使第三方继承或用于提供担保。

第17条 （保密）

1. 乙方应仅为履行本合同使用根据本合同甲方向乙方提供的已移植母盘、原软件、资料等及其内容、有关甲方经营的信息（以下称“秘密信息”），且未经甲方事先书面

同意，不得将秘密信息向需要知道秘密信息的乙方职员、受托方及代收费公司以外的第三方公开或披露。

2. 乙方不对属于以下的秘密信息承担本条规定的保密义务：

- (1) 乙方获得时，已为众所周知的信息；
- (2) 乙方获得后，非因自己的责任而成为众所周知的信息；
- (3) 乙方获得时，自己已经拥有的秘密信息。

3. 乙方应在与需要知道秘密信息的乙方职员或受托方之间的合同中，使其承担与根据本合同乙方承担的保密义务相同的保密义务。

第18条 （解除）

1. 甲方及乙方在任何一方当事人违反本合同规定的事项，并规定了 30 日的期限劝告其采取改进措施，而对方未采取改进措施的，经向对方书面通知后，可解除本合同。

2. 甲方在乙方有下列各项情形之一时，无需办理催告等手续便可立即解除本合同。乙方在自己有或有可能有下列各项情形时，应立即将其内容通知甲方。本条的解除将使各方当事人丧失对对方的期限利益。

- (1) 被申请强制执行、执行保全处分或拍卖时；
- (2) 因乙方发生资不抵债、无力支付、破产、解散或与此类似的事态，使本合同难以履行时；
- (3) 因滞纳税费而被催缴时或受到保全扣押时；
- (4) 不履行或违反本合同上的重大债务时；
- (5) 未经甲方事先书面同意欲转让本合同上的权利或义务的全部或一部分时；
- (6) 受到主管机关取消营业许可、停业处分，或其他履行本合同所需的批准被取消时；

(7) 因灾害、劳动动议、或其他不得已的事由，甲方认为难以履行本合同时；

(8) 与其他公司合并时或支配乙方的股东发生变更时。

3. 本条的解除不妨碍行使损害赔偿请求权。

第19条 （合同的有效期）

本合同自本合同签订日起至 200_年 12 月 31 日为止有效地存续。只要在 200_年 12 月 31 日之前，本合同的双方当事人未以书面形式就与本合同有关的条款的更新或延长达成一致，则本合同于 200_年 12 月 31 日自动终止。

第20条 （合同终止后的措施）

1. 无论合同终止的原因如何（期满、解约等），在本合同终止后，乙方应立即停止自行复制·销售本内容，或使受托方立即停止复制本内容。

2. 乙方在本合同终止后，立即向甲方返还已移植母盘、原软件、本内容及甲方收到的资料等（包括其复制物品）。物理上无法返还时，应按照甲方的指示销毁，并提交乙方的代表人签署的证明已经销毁的证明。

3. 第 3 条第 3 款、第 5 条第 5 款至第 7 款、第 8 条、第 11 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条、本条、第 24 条及第 25 条的规定在本合同终止后依然有效。

第21条 （不可抗力）

1. 任何一方当事人均不对因地震、台风、水灾、火灾、劳动争议、战争及其他不能预见，且对其发生及结果不能防止或回避的不可抗力，发生的不能履行或迟延履行本合同的义务承担违约责任。任何一方当事人因该不可抗力陷入不能履行或迟延履行本合同义务的状态时，应立即将该情况通知对方。双方当事人应根据需要协商善后对策，以确保本合同顺利履行。因不可抗力发生不能履行或迟延履行本合同的义务，持续期间超过 90 日时，任何一方当事人均可通过书面通知对方解除本合同，而不赔偿因不可抗力产生的损害。

2. 因中国的政策（中央及/或地方政府以及政府部门公布的文件）的变更、有关内容进出口的规定、内容的内容，使本服务被禁止时，应属于本条的不可抗力。
3. 因不可抗力本合同被解除时，届时甲方已经收到的许可费不予返还。

第22条 （合同的变更、追加、删除及协商）

需对本合同事项进行变更、追加、删除时及有关合同未及事项，甲方、乙方应协商决定。但，该协商决定事项非依双方当事人签署的书面文件不具有法律约束力。

第23条 （提交文件的语言）

1. 本合同项下的以下书面文件，均以日文写成。原文为中文或其他语言记载的，乙方应提交日文翻译：
 - (1) 乙方对甲方进行的通知；
 - (2) 根据第 8 条乙方向甲方提交的报告；
 - (3) 根据第 13 条乙方向甲方提交的促销物的样品及有关促销物的说明；
 - (4) 其他根据本合同甲方要求乙方提交的其他文件（包括但不限于从政府机关收到的批准文件的复印件、纳税证明书的复印件等）。
2. 乙方保证根据前款编制的日文翻译为原文的准确翻译。

第24条 （准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议的解决，均受日本国法律管辖。

第25条 （纠纷的解决）

1. 因履行本合同发生的或有关本合同的全部纠纷，均应通过该纠纷当事人之间友好协商解决。经协商不能解决的，应在日本国东京按照日本商事仲裁协会规定的仲裁规则，进行仲裁。仲裁的费用（包括合理的律师费用）由败诉方承担。

2. 在纠纷发生期间及协商、仲裁期间，除与纠纷有关的问题外，甲乙任何一方均应继续履行本合同规定的各自应承担的责任及义务。

第26条 （事务负责人）

甲乙双方同意相互注册事务负责人姓名，如发生变更，迅速通知。

甲方：（职务）（姓名）

乙方：（职务）（姓名）

第27条 （通知）

1. 有关本合同各方当事人发出的通知，应通过邮寄、传真、电子邮件或递交形式进行，发往对方的下述地址：

甲方： _____

地址： _____

传真： _____

电子邮件： _____

乙方： _____

地址： _____

传真： _____

电子邮件： _____

2. 各方当事人可通过书面通知其他当事人变更前款的地址。

第28条 （语言）

本合同以中文及日文两种文字写成，日文版与中文版之间在解释上发生不一致时，以日文版

为准。

本合同于 200_年__月__日经甲方及乙方的授权代表人于_____签字后，甲方及乙方各执各文本 1 份。

甲方：

乙方：

SAMPLE

【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 日本語】

甲：_____株式会社

住所：日本国_____

乙：_____有限公司

住所：中国_____

ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書

日本国法人_____株式会社（以下、「甲」という）と、中国法人_____（以下、「乙」という）とは、甲が著作権等を有する、別紙 1 記載のネットワークゲームソフトウェアの乙に対する許諾等に関し、以下のとおりネットワークゲームソフトウェアライセンス契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第 1 条（定義）

本契約には、以下の定義が適用されるものとする。

- （ 1 ）原ソフトウェア： Microsoft Windows シリーズが動作するパーソナルコンピュータ用オンラインゲームソフトウェアであって、別紙 1 記載のものをいう。
- （ 2 ）本件コンテンツ：原ソフトウェアをローカライズしたソフトウェアをいう。
- （ 3 ）本件サービス：乙が運営するゲームポータルサイト「_____」（以下、「本件サイト」という）において、乙が本件コンテンツを利用して行うオンラインゲームサービスをいい、これには本件コンテンツの配信、ID 発行、課金・決済及び本件サービス配信設備の管理が含まれるものとする。
- （ 4 ）本件サービス配信設備：本件コンテンツ及び本件サービスを提供するために設置する自営端末設備又は自営電気通信設備、その他ハードウェアとソフトウェアとを問わず、甲が乙と協議の上本件サービスを実施するために必要と認めるすべてのものの総称をいい、乙が自己の費用と責任において用意するものとする。
- （ 5 ）テリトリー：中華人民共和国国内（香港、台湾、マカオを除く地域）をいう。
- （ 6 ）ユーザー：乙との間で別途本件コンテンツの利用に関する契約を締結しているものをいう。
- （ 7 ）移植済みマスター：原ソフトウェアの日本語部分を中国語簡体字に翻訳したものをいう。Microsoft Windows の中国語 OS（以下、「対象システム」という）に対応するために必要がある場合、ソースコードを対象システムで動作するよう移植するこ

とを含む（以下、本項にいう移植及び翻訳を「ローカライズ」という）。甲が原ソフトウェアのみを乙に提供する場合、乙は、甲の事前の書面による許諾の範囲内において、原ソフトウェアをローカライズする。

- (8) ベータサービス：本件コンテンツがユーザーの端末上で正常に起動すること、本件サービス配信用設備への負荷及びその他のバグの有無を確認するためのテストをいう。
- (9) アップデートファイル：本契約期間中に、甲が必要と認める場合に、随時乙に提供する本件コンテンツの修正データ、追加アイテム・イベントデータ、パッチファイルその他のデータ又はソフトウェアをいう。

第2条（許諾）

1. 甲は乙に対して、本契約期間中、テリトリーにおける以下に定める権利を独占的に許諾する。乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、当該権利を第三者に譲渡したり、再許諾してはならない。
 - (1) 本件コンテンツ及びアップデートファイルを本件サービス配信用設備に複製し、ユーザーに送信、頒布する権利
 - (2) ユーザーに対し、本件コンテンツ及びアップデートファイルをユーザーの有する端末に複製して使用する権利を再許諾する権利
 - (3) 本件コンテンツを稼働させることによってゲーム画面上に表示される映像又は甲から提供されるキャラクターの原画、画像その他の素材（以下、「資料等」という）を複製して、甲の事前の書面による承諾を得て、本件コンテンツに関する広告・宣伝に利用する権利
 - (4) 甲の事前の書面による承諾を得て、原ソフトウェア及びアップデートファイルをローカライズする権利
2. 本条に定められた以外の原ソフトウェア及び本件コンテンツに関する権利（以下の権利を含むが、これに限られない）は、甲に留保されるものとし、乙は、甲から別途書面による承諾を受けなければ、当該権利を使用できないものとする。
 - (1) 原ソフトウェア・本件コンテンツの題名、文章、ストーリー、キャラクターの名称・形状、イラスト、写真等を各種商品又はサービス等に使用する権利
 - (2) 原ソフトウェア・本件コンテンツに係わる題名、ストーリー、キャラクターの名称・形状等を原案として映画、ビデオ、VCD、DVD、CD-ROM等の映像を制作する権利

第3条（委託の条件・代行徴収業者）

1. 本件サービスの運営、原ソフトウェアのローカライズについて、乙が第三者に対して委託して行う場合（以下、当該第三者を「委託先」という）、乙は、甲の事前の書面に

- よる承諾を得るものとする。
2. 乙は、前項に基づく甲の同意を得るに当たり、乙が選任しようとする委託先の候補者の名称、組織構成、財務情報、業務内容、取引先、乙が当該候補者を委託先の候補者として選択した理由、その他甲が要求する情報を甲に提供しなければならない。
 3. 乙は、委託先による本契約各条項の遵守を甲に対して保証しなければならない。万一、乙が甲から交付もしくは貸与を受けた原ソフトウェア、本件コンテンツ及び資料等が委託先により漏洩され、もしくは委託先がその他の言動等を行ったことにより、甲に損害が生じた場合には、直ちにその損害を甲に賠償するものとする。
 4. ユーザーからの利用料の徴収について、第三者に対して委託して行う場合（以下、当該第三者を「代行徴収業者」という）甲の事前の書面による承諾を得るものとする。代行徴収業者についても、本条第2項及び第3項の規定が適用されるものとする。代行徴収業者に対して支払う代行手数料の割合を変更する際には、事前に、甲の書面による承諾を得なければならない。
 5. 乙は本条の承諾を得た後といえども、本契約上の一切の義務を免れるものではない。

第4条（納入）

1. 甲は、乙に対して、甲乙間で別途協議の上定める詳細なスケジュール及び方法に従い、移植済みマスター又は原ソフトウェアを提供するものとする。また甲は、万一、移植済みマスター又は原ソフトウェアの供給不能、困難（納期遅延を含む）となる事態に陥るおそれが生じた場合、直ちに乙に通知するものとする。
2. 甲は、甲乙協議の上、乙の業務の遂行に必要と認められる場合においては、資料等を乙に無償で貸与するものとする。
3. 甲は、甲が必要と認める場合、乙に対し、別途協議の上定めるスケジュール及び方法に従って、アップデートファイルを提供する。
4. 移植済みマスター、原ソフトウェア、アップデートファイル及び資料等の引渡にかかる費用は、甲が負担する。

第5条（検収）

1. 乙は、第4条により甲より納入された移植済みマスター、原ソフトウェア、アップデートファイル及び資料等（以下、「納入品」という）を受領後、7営業日以内に検収するものとし、別途協議の上合意した基準を満足する場合は、検収完了した旨を甲に通知するものとする。前記期間内に乙より甲に対して通知がない場合は、納入品は乙により承認されたものとみなす。
2. 乙は、前項規定の検収の結果、以下のいずれかの理由により、納入品の内容等に修正の必要があると判断する場合には、甲に対しその理由を書面によって通知し、修正を要求することができ、甲乙協議の上、甲が必要と認める場合、甲は乙の合理的な指示

に応じて修正を加える。

- (1) 対象システムにおいて稼働しない又は重大な動作不良が生じる場合
 - (2) その他、納入品に含まれる表現につき、中国法上明らかに違法と判断される記述がある場合
3. 修正後の納入品は、改めて乙による検収を受けるものとし、1項及び2項の規定は当該検収について再度適用されるものとする。
 4. 乙は、検収合格から__ヵ月以内にベータサービスを終了し、本件コンテンツの有料課金を開始するものとする。乙が販促又はその他の目的で、本件コンテンツの無料サービスを提供することを希望する場合には、その目的及び期間等の詳細を明らかにし、甲の書面による事前承諾を得なければならない。
 5. 乙は、甲のために善良なる管理者の注意をもって、甲から受領した納入品をその返還の時まで保管しなければならない。乙の責に帰すべき事由により、納入品に破損・損傷・紛失等の事情が発生した場合は、乙がすべての責任を負担するものとし、かつ甲に対し損害賠償を行う。
 6. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで納入品を本契約の目的以外に複製・転用し、又は第三者に提示又は開示してはならない。
 7. 乙は、本条の規定により受領した納入品について、物理的に返還可能なものについては甲の指定する期限までに返還しなければならない。本契約が満了し、もしくは解除された場合についても同様とする。

第6条（著作権表示）

1. 乙は、本件サイト及び本件コンテンツについて、甲が別途指定する内容の著作権表示を明記しなければならない。
2. 乙は、本件サービスに関して中国の法令上必要とされる内容を、本件サービス開始前に、書面にて甲に通知するものとする。なお、乙は、上記以外に本件コンテンツの複製、発行等に関し、本契約当事者が遵守すべき法令、規制（将来、成立し又は変更されるものを含む）がある場合には、これを予め（新たに成立し又は変更される場合には、公布後直ちに）甲に書面で通知するものとする。

第7条（ロイヤリティの支払）

1. 乙は、本契約に基づく許諾を受けることの対価として、甲に対して、本条に定めるロイヤリティ及び第8条の最低保証金を本条及び第8条に従い支払う。
2. 乙は甲に対し、毎四半期末日締めで計算される、その四半期に乙がユーザーから受領した金額（代行徴収業者を使用する場合、代行徴収業者と乙の契約に基づき、代行徴収業者が乙を代行してユーザーから実際に回収した金額から、代行徴収業者の代行手数料及び営業税を差し引いた金額を意味する。以下「利用代金」という）のうち、以

下に定める配分比率に従った金額を支払う（以下総称して、「ロイヤリティ」という）。

ユーザー数	配分率
1 ~ _000 人	__%
_000 ~ _000 人	__%

3. 乙は甲に対し、前項で定めるロイヤリティの算定のため、毎月末日から 30 日以内に、以下のすべての内容を記載した報告書を乙に提出しなければならない。
 - (1) 本件コンテンツのユーザー数
 - (2) 乙が自ら又は代行徴収業者を通じて回収した金額
 - (3) (代行徴収業者を使用する場合) 代行徴収業者の代行手数料
 - (4) 利用代金
 - (5) 甲に支払うべきロイヤリティ額
4. 乙は、前項の報告書に基づいて計算されたロイヤリティを、毎四半期末日で締め、その翌月末日までに、甲の指定する銀行口座に日本円で振り込むものとする。
5. 乙から甲に対して支払われるロイヤリティの為替換算レートは、振込日の前日に中国人民銀行が公布した人民元と日本円との取引中間レートに従う。ロイヤリティの支払に要する全ての費用は甲が負担するものとする。
6. 本条に定めるロイヤリティの支払が期日までに行われなかった場合、乙は甲に対して、1 日あたり 0.1% の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。
7. 本契約に基づき乙から甲に支払われる最低保証金、ロイヤリティ及びその他の金額に対し、中国において甲に課せられる所得税は、乙が甲に代わり税務当局に支払うものとする。乙は、本契約に基づき甲に対して行うすべての支払の 10 パーセントを源泉徴収税として控除することができる。乙は、日中租税協定により、甲が日本国においてかかる租税の還付を受けられるよう、甲に対し、速やかに当該税金を納付したことを証明する中国税務当局発行の証明書を甲又は甲の指定する宛先に送付する。仮に、日中租税協定の税率が変更された場合には、甲及び乙はその料率に従うものとする。
8. ロイヤリティには、本件コンテンツに関連して甲が第三者に対して権利処理のために支払う費用が含まれる。但し、本件コンテンツに収録された音楽使用のための費用等（当該音楽の著作権使用料を含む）は全て乙の負担とし、乙がテリトリーにおける音楽著作権協会等の管理団体その他適切な自然人或いは法人に支払わなければならない。

第 8 条（最低保証金）

1. 乙は、甲に対し、返還不能の最低保証金として契約年度ごとに、次項で定める金額を、各年度が始まる 1 ヶ月前までに、甲の指定する銀行口座に日本円で振り込む方法で支払うものとする。契約年度は、暦年制を採用し、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを 1 契約年度とする。初年度については、契約締結日から 1 ヶ月以内に最低保証金を支払うものとする。

2. 本最低保証金は、第7条に規定したロイヤリティの支払に充当されるものとし、ロイヤリティの額が最低保証金の額に満たない場合その他いかなる理由によっても返還されないものとする。最低保証金が支払期限までに支払われず、30日の期間を定めて支払を催促したにもかかわらず乙が同期間内に支払わなかった場合、甲は、乙に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。

契約年度	最低保証金
2008年	_____万円
2009年	_____万円
2010年	_____万円

3. 本条に定める最低保証金の支払が期日までに行われなかった場合、乙は甲に対して、1日あたり0.1%の利率で計算した遅延損害金を支払わなければならない。

第9条（本件サービスの課金方法）

本件サービスは有料課金とするが、月額課金方式、アイテム課金方式などの課金方式については、甲乙別途協議のうえ決定する。

第10条（報告義務・立ち入り等）

- 乙は毎月__日までに、次の事項を報告するものとする。
 - 前月中の本件コンテンツの販売実績及び運営状況並びにその分析結果
 - 本件コンテンツに関するテリトリーの最新マーケット情報
 - 本件コンテンツの今後の販売計画
 - 前月中に受けた本件コンテンツのユーザーの要望、苦情等
- 甲は、乙の業務時間中に乙の事業所又は作業場に立ち入り、本件コンテンツ及びユーザーサポートの運用・管理の状態、その内容を検査することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に連絡を行い、本件コンテンツ及びユーザーサポートの運用・管理に直接関連する場所について立ち入り又は検査することができるものとする。
- 甲は、乙の業務時間中に乙の事業所に立ち入り、本契約に基づく対価の計算が適切になされていたかを確認するため、甲は本件コンテンツに関する入金情報の記載された会計帳簿、伝票その他の書類を閲覧、謄写することができるものとする。
- 本条によって、甲が有する立ち入り検査の権利は、本契約終了後3年間存続するものとする。乙は、本条2項及び3項のため必要となる記録並びにロイヤリティの算定に必要な帳簿及び当該帳簿に係る証拠資料を、本契約終了日から3年間保存するものとする。
- 本条3項による帳簿閲覧の結果、乙が支払うべきロイヤリティと既に支払われたロイヤリティに差額（不足額）がある場合、乙は、直ちに当該金額及び遅延損害金を甲に対して支払わなければならない。当該差額が支払うべきロイヤリティの10%を超える

場合、乙は、甲が帳簿閲覧のために要した費用（公認会計士等の費用を含む）を甲に対して支払わなければならない。

第 11 条（禁止事項）

1. 乙は、甲の書面による事前承諾なく以下に定めることを行ってはならない。
 - (1) 本件コンテンツから、製品表示、著作権表示又はその他の注意文言あるいは甲の権利に基づく制限事項を抹消すること。
 - (2) 本契約に定められた以外に、本件コンテンツ及び納入品を複製、改変、翻案（リバーシ・エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等一切の行為を含むがこれに限られない。）し、又は第三者にそれらの行為を行わせること。
 - (3) 本件コンテンツの全部又は一部をテリトリー外に輸出、移送又は公衆送信すること。
 - (4) 本件コンテンツを他のソフトウェア又はコンテンツと組み合わせて利用すること。
 - (5) 本件コンテンツの名声、商品価値及びイメージを損なうような行為、又は社会的又は教育的に悪影響を与えるような扱い方をすること。
2. 乙は、本条に基づく禁止事項を遵守するため、本件コンテンツ配信時において、国際的に認知され且つ甲が事前に承認するデジタル著作権管理（DRM）システム、課金システム、暗号化システムを採用し、また配信用データの不正コピーを防止し、テリトリー外からのアクセスを防止する措置を講じるものとする。なお、将来において、これらの技術よりも優れたものが発達した場合は、甲乙協議の上、その技術を使用するものとする。

第 12 条（品位保持）

1. 乙は、自ら又は委託先をして、原ソフトウェア等に準拠して、その品位、品質、イメージを保持しながら忠実に中国語簡体字に翻訳しなければならない。また、乙は、翻訳等について、甲の指示に従うものとする。乙は、翻訳の確認のため、事前に甲に対して翻訳データを提出しなければならない。
2. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た上で、中国の状況に整合する範囲において本件コンテンツの画面・内容の修正や削除をすることができる。

乙は、本条に基づいて本件コンテンツの画面・内容の修正・削除を希望する場合、甲に対して書面にて修正箇所及び修正内容を通知しなければならない。

甲は、当該通知を受領後 10 営業日以内に、乙の修正要求を承諾するか否かを回答するものとする。甲が修正指示を行う場合、乙は当該指示に従うものとする。

なお、甲が 10 営業日以内に回答しなかった場合、当該修正要求について承諾しなかったものとみなす。

第13条（表明・保証）

1．各当事者の相手方に対する表明及び保証

- (1) 当事者は、本契約に署名し、本契約を執行及び交付し、かつ本契約に定められた取引を履行するすべての権利を有する。
- (2) 当事者はその会社の設立地又は組織地の法律に基づき正式に設立又は組織されたものである。
- (3) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することについて、すでに当事者は、社内における必要なすべて手続を経て、正式に批准・授権を得ている。
- (4) 当事者が本契約を締結し、本契約上の義務を履行することは、
 当該当事者の組織又は会社の管理文書のいかなる規定にも違反しない。
 当該当事者に対して拘束力のあるいかなる法律、法規、契約又は判決にも抵触しない。

2．甲の表明及び保証

- (1) 甲は、乙との間で本契約を締結し、乙が本件コンテンツを利用することを許諾する正当な権限を有している。
- (2) 甲は、本件コンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、法律上の瑕疵担保責任（隠れた瑕疵を含む）を含む全ての明示又は黙示の一切の保証をしないものとする。また、甲は、本件コンテンツに起因する次の各号の損害を含む一切の損害につき責任を負わないものとする。
 乙又は第三者の責めによる本件コンテンツの損傷
 原ソフトウェアまたは本件コンテンツの誤用
 乙又は第三者による原ソフトウェアまたは本件コンテンツの改変、複製
 派生的もしくは結果的損失、特別損害、または、甲が本契約で得た利益を超える額の損害
 甲の責めに帰さないと判断される一切の損失
- (3) 甲は、テリトリー内において、第三者に対して原ソフトウェア又は本件コンテンツの使用について許諾を行わない。

3．乙の表明及び保証

- (1) 乙は、本契約を履行し、本件サービスを運営する資格及び能力（関連する政府機関の許可を取得していることを含むが、これに限られない）を有する。とりわけ、テリトリー内におけるインターネット情報サービス業務を行うために必要な、中国の電信条例に基づく付加価値電信業務経営許可証、その他本件コンテンツのインターネット情報サービス業務を行うために必要な場合には、電子出版物管理規定、インターネット出版管理暫定規定、インターネット文化管理暫定規定に基づく許可等のすべての許可を得ている。
- (2) 本件コンテンツは、原ソフトウェアを忠実に翻訳している。

- (3) 乙による本契約の履行及び本件コンテンツは中華人民共和国の法律、法規、規則制度及び政策に違反しない。

第 14 条（侵害抑止義務）

1. 原ソフトウェアであるか、本件コンテンツであるかを問わず、甲の商標・著作権等の知的財産権がテリトリー内において侵害を受けた場合、甲、乙は協力してこれを抑止するよう努力する。その場合の費用は乙の負担とする。
2. 各当事者は、前項の権利侵害を発見した場合、直ちに相手方に通知し、対策について協議を行うものとする。

第 15 条（販促活動）

1. 乙は本件コンテンツに関し、甲の事前の承諾を得た上で、甲の品位、品質、イメージを損なわない範囲での広告を掲載することができる。但し、広告について、甲の指示がある場合には、当該指示に従うものとする。
2. 甲の書面による事前の同意を得た場合、乙は本件コンテンツの広告に甲の商標を使用する権利を有する。
3. 乙が、広告について資料等を広告宣伝に使用する場合、事前に甲に対して当該販促物の体裁、デザイン、数量等を提示すると共に、当該販促物の見本を提出し、甲の書面による承諾を得なければならない。
甲は、当該販促物の見本を受領後 10 営業日以内に、承諾するか否かを回答するものとする。乙は、甲が修正指示を行う場合、当該指示に従うものとする。
なお、甲が 10 営業日以内に回答しなかった場合、当該販促物について承諾しなかったものとみなす。

第 16 条（権利帰属）

1. 原ソフトウェア、本件コンテンツ、その他本件サービスに関連して生じた派生物の著作権（日本国の著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）及び全ての知的財産権を含む一切の財産権は、全て甲又は甲の指定する第三者に帰属する。それらの権利の全部または一部が甲に原始的に帰属しない場合、乙は、それらの権利（日本国の著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利及びこれらに相当する中国の著作権法上の権利を含む）を、必要な場合には乙の従業員や委託先等から権利を買い取る等して、甲又は甲の指定する第三者に無償で譲渡するものとする。乙は、自ら本件コンテンツに関する著作者人格権を甲に対して主張せず、乙の従業員及び委託先をしてこのような主張をさせないことを保証するものとする。
2. 甲及び乙は、本件コンテンツのソースコードが乙によってローカライズされた場合で

あっても、その著作権、特許権その他一切の知的財産権及びそれらを出願、登録する権利は全て甲又は甲の指定する第三者に帰属することを確認する。乙は、甲の要求がある場合には、ローカライズされたソースコードを甲に提出しなければならない。

3. 甲は、本件コンテンツが対象システムに適合し、完全なものであることを保証するものではない。但し、甲は、乙に対し、以下の各号に規定する協力を行う。
 - (1) 甲は、乙が書面により指定する担当者からの、本件コンテンツの使用法又は本件コンテンツの使用上生じた技術的問題に関する質問に対して、回答する。但し、乙の甲に対する質問は電子メール又は甲の業務時間内に電話にて行われなければならない。
 - (2) 甲が乙に対して原ソフトウェアのみを提供し、乙が原ソフトウェアをローカライズする場合において、甲は、甲が必要と認める範囲及び方法にて乙に協力する。
4. 本契約に基づく乙による本件コンテンツの使用が第三者の著作権（その他の知的財産権は含まない）を侵害するものとして、乙が第三者から請求、訴訟等を受けた場合、甲は、次の条件が満たされる限り、自己の責任と費用をもって、当該請求、訴訟等を解決するものとする。甲及び乙は、かかる紛争が生じるおそれを知ったときは、速やかに相手方に通知するものとする。
 - (1) 第三者から上記の請求、訴訟の提起等を受けた場合、乙は、10 営業日以内にその内容を甲に書面により通知すること。
 - (2) 乙は、第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、甲に具体的な参加の機会を与えること。
 - (3) 乙は、甲の書面による事前の同意なしに裁判上・裁判外の和解をしないこと。

第 17 条（瑕疵担保）

本件コンテンツの乙による検収完了後 3 ヶ月以内に、本件コンテンツに重大なバグ等の瑕疵が発見された場合、甲は、甲乙協議の上定めた条件により、無償で瑕疵の修正を行い、アップデートファイルを乙に納入する。但し、甲は、当該瑕疵により乙が被った一切の損害について、損害賠償の責を負わないものとする。

第 18 条（権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならないものとする。

第 19 条（秘密保持）

1. 乙は、本契約に基づき甲が乙に提供する移植済みマスター、原ソフトウェア、資料等及びその内容、甲の経営に関する情報（以下「秘密情報」という）を、本契約を履行するためにのみ使用するものとし、かつ甲の書面による事前の承諾なく、秘密情報を知る

必要のある乙の従業員、委託先及び代行徴収業者以外の第三者に対し公開又は開示してはならない。

2. 乙は、以下に該当する秘密情報については、本条に定める秘密保持義務を負わない。
 - (1) 乙が入手したときに、既に公知である秘密情報。
 - (2) 乙が入手した後に、自己の責によらず公知となった秘密情報。
 - (3) 乙が入手したときに、既に自己が保有していた秘密情報。
3. 乙は、秘密情報を知る必要のある乙の従業員及び委託先との契約において、本契約に基づいて乙が負う秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

第20条（解除）

1. 甲及び乙は、いずれかの当事者が本契約で定める事項に違反し、30日の期間を定めてその改善措置を講じるよう勧告したにもかかわらず、相手方が改善措置を講じなかった場合、相手方に対する書面による通知をもって本契約の解除を行うことができる。
2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。乙は、自己が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、直ちに甲に対してその内容を通知するものとする。本条の解除は、各当事者の相手方に対する期限の利益を喪失させるものとする。
 - (1) 強制執行、執行保全処分または競売の申請があったとき。
 - (2) 乙に債務超過、支払不能、破産、解散又はこれに類する事態が生じたことにより、本契約を履行することが困難となったとき。
 - (3) 租税公課を滞納して催促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
 - (4) 本契約上の重大な債務不履行または違反があるとき。
 - (5) 甲の書面による事前の同意を得ることなく、本契約上の権利若しくは義務の全部または一部を譲渡しようとしたとき。
 - (6) 監督官庁より営業許可取消、営業停止処分を受け、又はその他本契約の履行に必要な許認可を取り消されたとき。
 - (7) 災害、労働動議、その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難であると甲が認めたととき。
 - (8) 他社と合併したとき又は乙の支配株主が変更したとき。
3. 甲及び乙は、乙の合理的な努力にもかかわらず、中国法上本契約の業務に必要なコンテンツの輸入許可その他の許可が得られない場合、又は中国の政策（中央及び/又は地方政府並びに政府部門の公布した文書）の変更、コンテンツの輸出入に関する規定、本件コンテンツの内容を理由として、本件コンテンツの配信が禁止された場合、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。但し、本項に基づいて本契約が解除される場合、甲が既に受領した最低保証金及びロイヤリティは返還されない。

4. 本条の解除は、損害賠償請求権の行使を妨げない。

第 21 条（契約の有効期限）

本契約は、本契約締結日から、200__年 12 月 31 日まで有効に存続するものとする。200__年 12 月 31 日までに本契約に関する条項の更新または延長が本契約の両当事者により書面で合意されない限り、本契約は 200__年 12 月 31 日に自動的に終了する。

第 22 条（契約終了後の措置）

1. 期間満了、契約解除等の契約終了原因にかかわらず、本契約終了後、乙は、自ら本件コンテンツの複製・販売を直ちに停止し、又は委託先をして本件コンテンツの複製を直ちに停止させるものとする。
2. 乙は、本契約終了後直ちに、移植済みマスター、原ソフトウェア、本件コンテンツ及び甲から受領した資料等（これらを複製したものを含む）を、甲に対して返還する。物理的に返還できない場合には、甲の指示に従って破棄し、破棄したことを証明する乙の代表者が署名した証明書を提出しなければならない。
3. 第 3 条第 3 項、第 5 条第 5～第 7 項、第 10 条、第 13 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条、本条、第 26 条及び第 27 条の規定は、本契約終了後も有効とする。

第 23 条（不可抗力）

1. いずれの当事者も地震、台風、水害、火災、労働争議、戦争及びその他の予知不能で、かつその発生及び結果を防止または回避することができない不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅延が発生してもそれに対する違約責任は負わないものとする。何れか一方の当事者は、かかる不可抗力により、本契約の義務の履行不能または履行遅延に陥った場合、その旨を遅滞なく相手方に通知するものとする。当事者双方は、本契約の円滑な履行を確保するべく、必要に応じ、善後策を協議する。不可抗力によって、本契約の義務の履行不能または履行遅滞が発生し、90日を超える期間継続する場合、いずれの当事者も、相手方に対する書面による通知により、不可抗力によって生じた損害を賠償することなく、本契約を解除することができる。
2. 不可抗力を理由として本契約が解除される場合、それまでに甲が受領した最低保証金及びロイヤリティは返還されない。

第 24 条（契約の変更、追加、削除及び協議）

甲、乙は、本契約事項の変更、追加、削除の必要が生じた場合及び契約に定めのない事項については協議のうえ決定する。但し、当該協議決定事項は、両当事者が署名した書面によらなければ法的拘束力を有しないものとする。

第 25 条（提出書類の言語）

1. 本契約に基づく以下の書面は、全て日本語で作成されるものとする。原文が中国語その他の言語で記載されている場合、乙は、日本語の翻訳を提出しなければならない。
 - (1) 乙が甲に対して行う通知
 - (2) 第 7 条、第 10 条に基づいて乙が甲に対して提出する報告書
 - (3) 第 15 条に基づいて乙が甲に対して提出する販促物の見本及び販促物に関する説明
 - (4) その他、本契約に基づき甲が乙に要求するその他の書類（政府機関から受領した許認可文書の写し、納税証明書の写し等を含むが、これに限られない）
2. 乙は、前項に基づき作成された日本語の翻訳が、原文を正確に翻訳していることを保証する。

第 26 条（準拠法）

本契約の締結、効力、解釈、履行及び紛争の解決は、すべて日本国の法律による管轄を受ける。

第 27 条（紛争解決）

1. 本契約の履行により生じた、または本契約に関するすべての紛争は、当該紛争の当事者間における友好的な協議により解決されるものとする。協議によっても解決できない場合、日本国東京において、日本商事仲裁協会の定める仲裁規則に従って仲裁を行うものとする。仲裁の費用（合理的な弁護士費用も含まれる）は、敗訴当事者が負担するものとする。
2. 紛争が発生した期間及び協議、仲裁の期間においては、紛争に係わる問題を除き、甲乙のいずれも、本契約に定められた各自の負うべき責任及び義務を引き続き履行するものとする。

第 28 条（事務担当者）

甲、乙は相互に事務担当者名の登録をすることに同意し、変更があった場合には、速やかに通知する。

甲：(役職) (氏名)

乙：(役職) (氏名)

第 29 条（通知）

1. 本契約に関連して各当事者が行う通知は、郵便、ファックス、電子メール又は手渡しによるものとし、相手方の下記の住所に行うものとする。

甲： _____

住所： _____

FAX： _____

電子メール： _____

乙： _____

住所： _____

FAX： _____

電子メール： _____

2. 各当事者は、相手方に対する書面による通知を行うことにより、前項の住所を変更することができる。

第 30 条（言語）

本契約は、中国語及び日本語の二ヶ国語にて作成される。日本語版と中国語版との間で解釈に齟齬が生じた場合は、日本語版を優先するものとする。

本契約は、200__年__月__日に、甲及び乙の授権代表者により _____にて署名され、甲及び乙がそれぞれ一部ずつを保有する。

甲

乙

【ネットワークゲームソフトウェアライセンス契約書：ランニングロイヤリティ版 中国語】

甲方：_____株式会社

地址：日本国_____

乙方：_____有限公司

地址：中国_____

网络游戏软件许可合同

日本国法人_____株式会社（以下称“甲方”）与中国法人_____（以下称“乙方”）就将甲方拥有著作权等的附件 1 中记载的网络游戏软件对乙方进行许可等事宜，签订网络游戏软件许可合同（以下称“本合同”）如下：

第1条 （定义）

在本合同中应适用以下定义：

SAMPLE

- (1) 原软件：系指附件 1 中记载的用于 Microsoft Windows 系列驱动的个人电脑的在线游戏软件；
- (2) 本内容：系指将原软件本地化后的软件；
- (3) 本服务：系指在乙方运营的游戏门户网站“____”（以下称“本网站”）乙方利用本内容进行的在线游戏服务，其中包括发送本内容、ID 发行、缴款・结算及发送本服务用设备的管理；
- (4) 发送本服务用设备：系指甲方经与乙方协商认为实施本服务所需的全部为提供本内容及本服务设置的自营终端设备或自营电气通信设备、其他硬件和软件的总称，该等设备应由乙方以自己的费用和责任准备；
- (5) 区域：系指中华人民共和国（除香港、台湾、澳门以外的区域）；
- (6) 用户：系指与乙方另行签订有关本内容利用的合同者；
- (7) 已移植母盘：系指将原软件的日文部分翻译成中文简体字母盘，如需对应 Microsoft Windows 中文的 OS（以下称“对象系统”），则包括移植源码，以用对象系统操作（以下将本款中的移植及翻译称为“本地化”）。甲方仅向乙方提供原软件的，乙方在甲方事先书面许可的范围内，将原软件本地化。
- (8) beta 服务：系指确认本内容在用户的终端上正常启动、对发送本服务用设备的负荷及其他是否存在错误的测试；
- (9) 升级文件：系指本合同期间内，当甲方认为需要时，随时向乙方提供的本内容的修改数据、追加项目・事件数据、补丁文件或其他数据或软件。

第2条 （许可）

1. 甲方在本合同期间内，在区域内向乙方独占地许以下规定的权利。未经甲方事先书面同意，乙方不得将该权利向第三方转让或再许可：

- (1) 将本内容及升级文件复制至发送本服务用设备，并向用户提供、分发的权利；

- (2) 向用户再许可将本内容及升级文件复制至用户拥有的终端后使用的权利的权利；
 - (3) 通过运行本内容，复制游戏画面上表示的影像或甲方提供的出场人物的原画、画像或其他素材（以下称“资料等”），经甲方事先书面同意后，用于有关本内容的广告宣传的权利；
 - (4) 经甲方事先书面同意，将原软件及升级文件本地化。
2. 甲方保留本条规定的权利以外的有关原软件及本内容的权利（包括但不限于以下权利），乙方未另行获得甲方书面同意，不得使用该权利。
- (1) 将有关本软件·本内容的标题、文章、情节、出场人物的名称·形状、插图、照片等用于各种商品或服务等的权利；
 - (2) 将有关原软件·本内容的标题、情节、出场人物的名称·形状等作为原案制作电影、录像、VCD、DVD、CD-ROM等影像的权利。

第3条 （委托的条件、代收费公司）

1. 对本服务的运营、原软件的本地化，由乙方委托第三方进行的（以下将该第三方称为“受托方”），乙方应获得甲方事先书面同意。
2. 乙方获得前款项下甲方的同意时，应向甲方提供乙方欲选任的受托方候选人的名称、组织构成、财务信息、业务内容、交易对象、乙方选择该候选人作为受托方候选人的理由、其他甲方要求的信息。
3. 乙方应向甲方保证受托方遵守本合同各项条款。乙方如因受托方泄露甲方向乙方交付或出借的原软件、本内容及资料等或受托方作出的其他言行等，给甲方造成损害，应立即向甲方赔偿该损害。
4. 委托第三方向用户征收使用费时（以下将该第三方称为“代收费公司”），应事先获得甲方的书面同意。代收费公司亦适用本条第2款及第3款的规定。变更向代收费公司支付的代收手续费费率时，应事先获得甲方的书面同意。

5. 即使在获得本条的同意后，乙方仍不被免除本合同上的任何义务。

第4条 （交付）

1. 甲方应按照甲乙之间另行商定的详细日程及方法，向乙方提供已移植母盘或原软件。且，甲方如有可能陷入不能、难以（包括迟延交付）提供已移植母盘或原软件的事态的，应立即通知乙方。
2. 经甲乙双方协商后，甲方认为乙方完成业务有需要时，应无偿地向乙方出借有关资料等（以下称“资料等”）。
3. 甲方认为必要时，按照另行协商决定的日程及方法，向乙方提供升级文件。
4. 与已移植母盘、原软件、升级文件及资料等的交付有关的费用，由甲方承担。

第5条 （验收）

1. 乙方应在收到根据第4条由甲方交付的已移植母盘、原软件、升级文件及资料等（以下称“交付品”）后7个营业日内进行验收，满足另行协商达成一致的标准时，应通知甲方验收完成。在上述期间内，乙方未通知甲方的，视为乙方已承认了交付品。
2. 乙方根据前款规定的验收结果，认为因以下任何理由，需对交付品的内容等进行修改时，可以书面形式通知甲方，要求修改，经甲乙双方协商后甲方认为必要时，甲方根据乙方的合理的指示进行修改。
 - (1) 对象系统不运行或发生严重不良运行时；
 - (2) 其他交付品中包含的表现内容中有根据中国法明显违法的记载内容时。
3. 修改后的交付品应重新接受乙方的验收，第1款及第2款的规定应再次适用于该验收。
4. 乙方应在验收合格后__个月内，终止beta服务，开始对本内容收费。乙方以促销或其他目的，希望提供本内容的免费服务的，应明确该目的及期间的详细内容，获得

甲方事先书面同意。

5. 乙方应以善良管理人的注意，为甲方保管从甲方收到的交付品，直至返还时为止。因应归责于乙方的事由，使交付品发生破损・损伤・丢失等情况时，应由乙方承担全部责任，并向甲方进行损害赔偿。
6. 未经甲方事先书面同意，乙方不得为本合同之外的目的，将交付品复制、转用，或者向第三方出示或披露。
7. 对于根据本条规定收到的交付品，乙方应在甲方指定的期限之前，返还物理上能够返还的物品。本合同期满或被解除时亦同。

第6条 （著作权的表示）

1. 乙方应在本网页及本内容中明确标示甲方另行指定内容的著作权表示。
2. 乙方应在本服务开始之前，书面通知甲方有关本服务的中国的法令上所需的内容。另，有关上述之外的本内容的复制、发行等，如有本合同当事人应遵守的法令、规定（包括将来通过或变更的），乙方应事先（新通过或变更的，在公布后立即）将其书面通知甲方。

第7条 （提成费的支付）

1. 乙方按照本条及第 8 条，向甲方支付本条规定的提成费及第 8 条的最低保证金，作为本合同项下接受许可的对价。
2. 乙方向甲方支付截至每个季度最后一日计算出的该季度内乙方从用户收到的金额（意指使用代收费公司时，根据代收费公司与乙方之间的合同，从代收费公司代替乙方从用户实际收回的金额中扣除代收费公司的代收手续费及营业税后的金额。以下称“使用费”）中，按以下规定的分配比例计算出的金额：

用户数	分配比例
1~_000 人	__%

6. 到期前未进行本条规定的提成费的支付的，乙方应向甲方支付按每日 0.1% 的利率计算出的迟延损害赔偿金。
7. 对于根据本合同乙方向甲方支付的最低保证金、提成费及其他金额，在中国向甲方征收的所得税，由乙方代替甲方向税务部门缴纳。乙方可扣除根据本合同向甲方进行的全部支付的 10% 作为预提所得税。乙方迅速将证明该税款已经缴纳的中国税务部门出具的证明提供给甲方或甲方指定的收件人，以使甲方根据中日租税协定，在日本国获得该租税的退还。如中日租税协定的税率变更，甲方及乙方应按照该税率执行。
8. 提成费中包括有关本内容甲方为处理权利向第三方支付的费用。但，使用本内容中收录的音乐的费用等（包括该音乐的著作权使用费）全部由乙方承担，并由乙方向区域内的音乐著作权协会等管理团体或其他适当的自然人或法人支付。

第8条 （最低保证金）

1. 乙方应按合同年度，于各年度开始的 1 个月之前，通过以日元向甲方指定的银行帐户汇款的方式，向甲方支付以下金额，作为不能返还的最低保证金。合同年度采用公历年制，以每年 1 月 1 日至 12 月 31 日为 1 个合同年度。第 1 年度应在合同签订日起 1 个月内支付最低保证金。
2. 本最低保证金应用于冲抵第 7 条规定的提成费，即使提成费的金额不足于最低保证金的金额或有其他任何理由亦不予返还。最低保证金在支付期限之前未予支付，规定 30 日的期间催付后乙方在该期间内仍不予支付时，甲方可通过向乙方发出书面通知，解除本合同。

合同年度	最低保证金
2008 年	_____万日元
2009 年	_____万日元
2010 年	_____万日元

3. 到期前未进行本条规定的最低保证金的支付的，乙方应向甲方支付按每日 0.1% 的利率计算出的迟延损害赔偿金。

第9条 （本服务的收费方法）

本服务应收费，但，有关按月收费方式、按项目收费方式等的收费方式，由甲乙另行协商决定。

第10条 （报告义务、进入等）

1. 乙方应于每月__日之前，汇报如下事项：
 - (1) 上月内本内容的销售业绩及运营状况以及其分析结果；
 - (2) 有关本内容的区域最新市场信息；
 - (3) 本内容今后的销售计划；
 - (4) 上月内收到的本内容用户的希望、投诉等。
2. 甲方可于乙方的工作时间内，进入乙方的营业所或作业场所，检查本内容及用户支持的运用・管理状态。在此情况下，甲方可事先通知乙方，并进入于本内容及用户支持的运用・管理直接相关的场所或对其进行检查。
3. 甲方可在乙方的工作时间内进入乙方的营业所，阅览、复印载有与本内容有关的入款信息的会计帐簿、单证或其他文件。
4. 根据本条，甲方拥有的进入检查的权利，应在本合同终止后 3 年内存续。乙方应从本合同终止日起 3 年内，保存为本条第 2 款及第 3 款所需的记录以及计算提成费所需的帐簿及有关该帐簿的证据资料。
5. 本条第 3 款检查的结果，发现乙方应支付的提成费与已经支付的提成费存在差额（不足金额）时，乙方应立即向甲方支付该金额及迟延损害赔偿金。该差额超过应支付的提成费的 10% 时，乙方应向甲方支付甲方进行帐簿阅览所需的费用（包括注册会

计师等的费用)。

第11条 (禁止事项)

1. 未经甲方事先书面同意，乙方不得从事以下规定的事项：
 - (1) 从本内容中抹掉产品表示、著作权表示或其他注意事项或根据甲方的权利限制的事项；
 - (2) 在本合同规定的情况之外，复制、改变、改编（包括但不限于反向工程、反汇编、反编译等一切行为）本内容及交付品，或使第三方进行该等行为；
 - (3) 将本内容的全部或部分向区域外出口、转移或向公众发送；
 - (4) 将本内容与其他软件或内容组合后使用；
 - (5) 损害本内容的名声、商品价值及形象的行为，或对社会或教育产生恶劣影响的处理方法。
2. 乙方为遵守本条项下的禁止事项，在发送本内容时，应采用国际公认的且甲方事先同意的数字著作权管理（DRM）系统、收费系统、加密系统，并采取措施防止非法复制用于发送的数据，防止从区域外连接。另，将来如开发出比该技术更先进的技术，经甲乙双方协商后应采用该技术。

第12条 (品位的保持)

1. 乙方应以原软件为准，在保持其品位、质量、形象的同时，自行或使受托方如实地翻译中文简体字。另，乙方就翻译等服从甲方的指示。乙方应事先向甲方提供翻译数据，以确认翻译等。
2. 乙方在获得甲方事先书面同意后，方可在符合中国情况的范围内，对本内容的画面、内容进行修改或删除。

乙方根据本条希望对本内容的画面内容进行修改、删除时，应以书面形式通知甲方修

改处及修改内容。

甲方应在收到该通知后 10 个营业日内，答复是否同意乙方的修改要求。甲方作出修改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未予答复的，视为未同意该修改要求。

第13条 （表示及保证）

1. 各方当事人向对方作出的表示及保证

- (1) 当事人拥有签署本合同，执行并交付本合同，且履行本合同规定的交易的一切权利。
- (2) 当事人根据其公司设立地或组织地的法律正式设立或组织。
- (3) 对于当事人签订本合同履行本合同上的义务，当事人均已办理公司内部所需的一切手续，并正式获得了批准、授权。
- (4) 当事人签订本合同履行本合同上的义务，①不违反该当事人的组织或公司管理文件的任何规定；②不与对该当事人具有约束力的任何法律、法规、合同或判决相抵触。

2. 甲方的表示及保证

- (1) 甲方拥有与乙方签订本合同，并许可乙方利用本内容的正当权限。
- (2) 甲方不对本内容的完整性、准确性、确切性及有用性作出包括法律上的瑕疵担保责任（含隐性瑕疵）在内的任何明示或暗示的一切保证。且甲方不对因本内容引起的包括以下各项损害在内的一切损害承担责任：

- ① 因乙方或第三方的责任造成的本内容的损伤；
- ② 原软件或本内容的误用；
- ③ 乙方或第三方对原软件或本内容进行的改变、复制；
- ④ 衍生的或结果上的损失、特别损害或超过甲方通过本合同获得的利润的金额

损害；

⑤ 被认定为非归责于甲方的一切损失。

(3) 甲方不在区域内许可第三方使用原软件或本内容。

3. 乙方的表示及保证

(1) 乙方拥有履行本合同，运营本服务的资格及能力（包括但不限于已经取得相关政府机关的批准），特别是已经获得了在区域内从事互联网信息服务业务所需的，中国的电信条例规定的增值电信业务经营许可证，其他从事本内容的互联网信息服务业务所需的，电子出版物管理规定、互联网出版管理暂行规定、互联网文化管理暂行规定中规定的批准等的全部批准。

(2) 本内容由原软件忠实地翻译而成。

(3) 乙方履行本合同及本内容不违反中华人民共和国的法律、法规、规章制度及政策。

第14条 （制止侵权义务）

1. 无论是原软件或是本内容，当甲方的商标、著作权等知识产权在区域内遭受侵权时，甲乙双方应协作努力制止。在此情况下的费用由乙方承担。

2. 各方当事人发现前款的侵权时，应立即通知对方，并协商对策。

第15条 （促销活动）

1. 有关本内容，乙方可经甲方事先同意，在不损害甲方的品位、质量、形象的范围内刊登广告。但，甲方对广告有指示时，应服从该指示。

2. 经甲方事先书面同意时，乙方有权在本内容的广告中使用甲方的商标。

3. 有关广告，乙方将资料等用于广告宣传时，应事先向甲方提供该促销物的体裁、设计、数量等，同时提交该促销物的样品，获得甲方的书面同意。

甲方应在收到该促销物的样品后 10 个营业日内，答复是否同意。甲方作出修改的指示时，乙方应服从该指示。

另，甲方在 10 个营业日内未作出答复的，视为未同意该促销物。

第16条 （权利归属）

1. 有关原软件、本内容、其他本服务产生的衍生品的著作权（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）及包括全部知识产权在内的一切财产权，均归属于甲方或甲方指定的第三方。该等权利的全部或部分最初不属于甲方的，乙方应在必要时将该等权利（包括日本国的著作权法第 27 条及第 28 条中规定的权利及与其相当的中国著作权法上的权利）从乙方的职员或转委托的受托方等进行收购等，无偿地转让给甲方或甲方指定的第三方。乙方保证自己不向甲方主张有关本内容的作者的人身权，亦使乙方的职员及转委托的受托方不如此主张。
2. 甲方及乙方确认即使乙方对本内容的源码进行了本地化，其著作权、专利权或其他一切知识产权及其申请注册的权利均归属于甲方或甲方指定的第三方。乙方应在甲方要求时，向甲方提交经本地化后的源码。
3. 甲方不对本内容是否适合于对象系统，是否完整作出保证。但，甲方向乙方提供以下各项规定的协助：
 - (1) 甲方对乙方书面指定的负责人提出的有关本内容的使用方法或本内容使用上发生的技术问题的质询作出回答。但，乙方对甲方提出质询应以电子邮件的形式或在甲方的工作时间内通过电话进行。
 - (2) 甲方仅向乙方提供原软件，乙方将原软件本地化时，甲方在其认为必要的范围内和其认为必要的方法向乙方提供协助。
4. 乙方因其根据本合同使用本内容侵害了第三方的著作权（不包括其他知识产权）而被第三方提起请求、诉讼等时，甲方仅限于满足以下条件时，以自己的责任和费用

解决该请求、诉讼等。甲方及乙方知晓有可能发生该纠纷时，应迅速通知对方。

- (1) 被第三方提起上述请求、诉讼等时，乙方应在 10 个营业日内将其内容通知甲方。
- (2) 有关与第三方的交涉或诉讼的进行，乙方应给予甲方具体的参加机会。
- (3) 未经甲方事先书面同意，乙方不得进行法庭内或法庭外的和解。

第17条 （瑕疵担保）

乙方对本内容验收完成后 3 个月内，本内容发现严重错误等瑕疵时，甲方根据甲乙协商决定的条件，无偿地进行瑕疵修理，并向乙方交付升级文件。但，甲方对因该瑕疵使乙方产生的损害，不承担损害赔偿责任。

第18条 （权利义务的转让等）

未经对方书面同意，甲方及乙方均不得将因本合同产生的权利、义务的全部或一部分向第三方转让、使第三方继承或用于提供担保。

第19条 （保密）

1. 乙方应仅为履行本合同使用根据本合同甲方向乙方提供的已移植母盘、原软件、资料等及其内容、有关甲方经营的信息（以下称“秘密信息”），且未经甲方事先书面同意，不得将秘密信息向需要知道秘密信息的乙方职员、受托方及代收费公司以外的第三方公开或披露。
2. 乙方不对属于以下的秘密信息承担本条规定的保密义务：
 - (1) 乙方获得时，已为众所周知的信息；
 - (2) 乙方获得后，非因自己的责任而成为众所周知的信息；
 - (3) 乙方获得时，自己已经拥有的秘密信息。
3. 乙方应在与需要知道秘密信息的乙方职员或受托方之间的合同中，使其承担与根据

本合同乙方承担的保密义务相同的保密义务。

第20条 （解除）

1. 甲方及乙方在任何一方当事人违反本合同规定的事项，并规定了 30 日的期限劝告其采取改进措施，而对方未采取改进措施的，经向对方书面通知后，可解除本合同。
2. 甲方在乙方有下列各项情形之一时，无需办理催告等手续便可立即解除本合同。乙方在自己有或有可能有下列各项情形时，应立即将其内容通知甲方。本条的解除将使各方当事人丧失对对方的期限利益。
 - (1) 被申请强制执行、执行保全处分或拍卖时；
 - (2) 因乙方发生资不抵债、无力支付、破产、解散或与此类似的事态，使本合同难以履行时；
 - (3) 因滞纳税费而被催缴时或受到保全扣押时；
 - (4) 不履行或违反本合同上的重大债务时；
 - (5) 未经甲方事先书面同意欲转让本合同上的权利或义务的全部或一部分时；
 - (6) 受到主管机关取消营业许可、停业处分，或其他履行本合同所需的批准被取消时；
 - (7) 因灾害、劳动动议、或其他不得已的事由，甲方认为难以履行本合同时；
 - (8) 与其他公司合并时或支配乙方的股东发生变更时。
3. 尽管乙方作出了合理的努力，但仍未获得中国法上本合同的业务所需的内容的进口批准或其他批准时，或因本内容的内容，使本内容被禁止提供增值服务时，甲方及乙方可通过向对方发出书面通知，解除本合同。但，根据本款本合同被解除时，甲方已经收到的最低保证金及提成费不予返还。
4. 本条的解除不妨碍行使损害赔偿请求权。

第21条 （合同的有效期）

本合同自本合同签订日起至 200_年 12 月 31 日为止有效地存续。只要在 200_年 12 月 31 日之前，本合同的双方当事人未以书面形式就与本合同有关的条款的更新或延长达成一致，则本合同于 200_年 12 月 31 日自动终止。

第22条 （合同终止后的措施）

1. 无论合同终止的原因如何（期满、解约等），在本合同终止后，乙方应立即停止自行复制・销售本内容，或使受托方立即停止复制本内容。
2. 乙方在本合同终止后，立即向甲方返还已移植母盘、原软件、本内容及甲方收到的资料等（包括其复制物品）。物理上无法返还时，应按照甲方的指示销毁，并提交乙方的代表人签署的证明已经销毁的证明。
3. 第 3 条第 3 款、第 5 条第 5 款至第 7 款、第 10 条、第 13 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条、本条、第 26 条及第 27 条的规定在本合同终止后依然有效。

第23条 （不可抗力）

1. 任何一方当事人均不对因地震、台风、水灾、火灾、劳动争议、战争及其他不能预见，且对其发生及结果不能防止或回避的不可抗力，发生的不能履行或迟延履行本合同的义务承担违约责任。任何一方当事人因该不可抗力陷入不能履行或迟延履行本合同义务的状态时，应立即将该情况通知对方。双方当事人应根据需要协商善后对策，以确保本合同顺利履行。因不可抗力发生不能履行或迟延履行本合同的义务，持续期间超过 90 日时，任何一方当事人均可通过书面通知对方解除本合同，而不赔偿因不可抗力产生的损害。
2. 因不可抗力本合同被解除时，届时甲方已经收到的最低保证金及提成费不予返还。

第24条 （合同的变更、追加、删除及协商）

需对本合同事项进行变更、追加、删除时及有关合同未及事项，甲方、乙方应协商决定。但，

该协商决定事项非依双方当事人签署的书面文件不具有法律约束力。

第25条 （提交文件的语言）

1. 本合同项下的以下书面文件，均以日文写成。原文为中文或其他语言记载的，乙方应提交日文翻译：
 - (1) 乙方对甲方进行的通知；
 - (2) 根据第7条、第10条乙方向甲方提交的报告；
 - (3) 根据第15条乙方向甲方提交的促销物的样品及有关促销物的说明；
 - (4) 其他根据本合同甲方要求乙方提交的其他文件（包括但不限于从政府机关收到的批准文件的复印件、纳税证明书的复印件等）。
2. 乙方保证根据前款编制的日文翻译为原文的准确翻译。

第26条 （准据法）

本合同的签订、效力、解释、履行及争议的解决，均受日本国法律管辖。

第27条 （纠纷的解决）

1. 因履行本合同发生的或有关本合同的全部纠纷，均应通过该纠纷当事人之间友好协商解决。经协商不能解决的，应在日本国东京按照日本商事仲裁协会规定的仲裁规则，进行仲裁。仲裁的费用（包括合理的律师费用）由败诉方承担。
2. 在纠纷发生期间及协商、仲裁期间，除与纠纷有关的问题外，甲乙任何一方均应继续履行本合同规定的各自应承担的责任及义务。

第28条 （事务负责人）

甲乙同意相互注册事务负责人姓名，如发生变更，迅速通知。

甲方：（职务）（姓名）

乙方：（职务）（姓名）

第29条 （通知）

1. 有关本合同各方当事人发出的通知，应通过邮寄、传真、电子邮件或递交形式进行，发往对方的下述地址：

甲方： _____

地址： _____

传真： _____

电子邮件： _____

乙方： _____

地址： _____

传真： _____

电子邮件： _____

2. 各方当事人可通过书面通知对方变更前款的地址。

第30条 （语言）

本合同以中文及日文两种文字写成，日文版与中文版之间在解释上发生不一致时，以日文版为准。

本合同于 200__年__月__日经甲方及乙方的授权代表人于_____签字后，甲方及乙方各执各文本 1 份。

甲方：

乙方：

SAMPLE